# ５月は消費者月間です！！

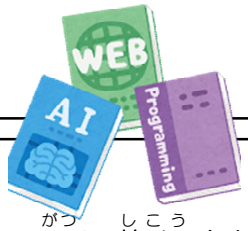


## 消費者月間とは？

▶消費者基本法の前身である「消費者保護基本法」が1968年５月に施行されたことから、施行20周年を機に、1988年から毎年５月が消費者月間となりました。

令和８年度のテーマ

**見える情報**
**見えない仕組み**
**～AI時代の**
**消費者力を**
**高めるために～**

／消費者庁HP＼

デジタル化やAIの発展により、自分の好みに合わせてインターネット上の情報提供の仕組みが変化し、求める情報を簡単に得られるようになりました。
一方で、定期購入など通販トラブルやレスキューサービス、SNS型詐欺などインターネットを利用した消費者トラブルが後を絶ちません。
一人一人がデジタルの利便性を最大限に活用するために、仕組みやリスクを理解して安全・安心に利用しましょう。

## Point -消費者力を高めるために-

- ✔ネット情報を鵜呑みにしない
- ✔急がせる表現があっても落ち着いて対応する
- ✔レビュー評価を確認する際は良い面だけでなく、低評価も読む
- ✔未成年者がネットを利用する場合は、保護者と利用方法をよく話し合う

”急がない・信じ込まない・よく確認する”を心に留め、
デジタルに関する基本的な知識を身につけましょう。

少しでもあやしいな、
おかしいなと感じたときはすぐ相談！

**閉庁時は**
**消費者ホットライン**
**188（いやや）へ**
**ご連絡を！**

## 橋本市消費生活センター

TEL:0736−33−1227/FAX:33−1200
〒648−8585　橋本市東家一丁目１番１号
橋本市役所　１階　窓口⑤
消費生活相談員対応時間:月～金　9時～17時(土日・祝日・年末年始除く)